

5-7 検査結果が「不適正」の場合、どうすればよいのでしょうか。

1 「不適正」という判定結果の意味

総合判定の結果は、浄化槽管理者にとって浄化槽の構造や施工並びに維持管理等が基準に従って適切に行われ、かつ、所期の機能が確保されているか否かを知る上で重要な情報となります。

その総合判定において、「不適正」との判定がされた場合とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法令に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合をいいます。したがって、判定が「不適正」という検査結果書が送付された場合は、速やかに改善措置を講ずる必要があります。

2 「不適正」の場合の対応

「不適正」という判定結果となった場合の具体的な措置については、検査を実施した検査員の助言と、当該浄化槽を施工した工事業者（主に7条検査の場合）、あるいは保守点検業者及び清掃業者（主に11条検査の場合）に検査結果書を示し、業者の協力を得て原因を明らかにして、必要な改善措置を講じることになります。

また、指定検査機関から所轄保健所へも検査結果書の写しが送付されていますので、必要に応じて指導を受けることになります（構造や施工に関し不適正な点が認められる場合は建築部局から指導を受けることがあります）。

これらの指導に従わない場合は、浄化槽管理者に対する使用停止命令や、委託を受けた保守点検業者や浄化槽清掃業者等に対する改善命令が出され（浄化槽法第12条第2項）、命令に従わない場合は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなります（法第62条）。

なお、参考までに「不適正」と判定された検査結果書（11条検査の場合）の例を次ページに示します。



※ 「不適正」との判定を受けた結果書を例示

浄化槽法定検査結果書（法第11条）

番 号 ()

検査年月日 年 月 日

検査機関名 _____ 印

検査員氏名 _____ 印

1. 管 理 者	協 会 太 郎
2. 施 設 名 称	協 会 太 郎
3. 施 設 住 所	新潟市中央区新光町15番地2
4. 設 置 場 所	
5. 設 置 年 月 日	平成 年 月 日
6. 建 物 の 用 途	住宅
7. 設 計 者 (メーカー名)	〇〇クリーン産業株式会社
8. 放 流 先	排水路
9. 管轄地域振興局	〇〇地域振興局
10. 処理対象人員 (計画流入汚水量)	5人 (1.0 m ³ /日)
11. 実使用人員 (実流入汚水量)	7人 (1.4 m ³ /日)
12. 処理目標水質	BOD 20mg/l
13. 種 類	<input type="checkbox"/> (1)工場生産 (2)現場打ち
	<input type="checkbox"/> (1)新構造 (2)旧構造
14. 処 理 方 式	単独処理 <input type="checkbox"/> 合併処理 担体流動生物ろ過方式

1. 総合判定

イ. 適正である。

ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。

ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる。

2. 維持管理に関する所見

(1) 保守点検について

担体流動生物ろ過槽の水位が上昇しております。ろ過部での汚泥による閉塞の可能性がります。タイマーによる汚泥移送が停止しておりますので修理または調整して下さい。

また、夾雑物除去槽への常時循環水量の調整も行って下さい。

(2) 清掃について

浄化槽の処理対象人員（5人槽）に比較し、実使用人員（7人）が多いようです。処理機能の低下に留意するとともに、早目の清掃が必要です。

3. 留意事項

(1) 設置に関する留意事項

不適正です。次の点について改善して下さい。

手洗い排水が浄化槽に接続されておられません。設置されている浄化槽は、合併処理浄化槽ですので生活排水は全て接続して下さい。

(2) 使用上の留意事項

油脂類が多量に流入しています。油脂類の混入は浄化槽の処理機能に影響しますので、油脂類の混入はできるだけ避けるようにお願いします。